

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

トータルテック株式会社(以下「甲」という。)と甲の過半数代表者(以下「乙」という。)は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

対象となる派遣労働者の範囲

- 第 1 条 本協定は、派遣先で別表 1 に掲げる業務に従事する従業員(以下「対象従業員」という。)に適用する。
- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情が無い限り、本協定の適用を除外しないものとする。

賃金の構成

- 第 2 条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当、及び退職手当とする。

賃金の決定方法

- 第 3 条 対象従業員の基本給、賞与及び手当(第 2 条の掲げる賃金のうち、基本給、賞与、本条(三)及び(五)の手当を除く。以下同じ。)の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する別表 2 の地域指数を乗じた別表 3 とする。
- (一) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「令和 4 年 8 月 26 日付職発第 0806 第 3 号「令和 5 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」(以下「通達」という)に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)」の業務の実態を踏まえ最も適合する職種がある小分類を使用する。
- (二) 地域調整については、山口県、福岡県、佐賀県、大分県の派遣先で派遣就業を行うことから通達別添 3 に定める山口、福岡、佐賀、大分の指数を使うものとする。
- (三) 時間外労働手当、深夜・休日労働手当については、基本給、賞与及び手当とは分離し、第 5 条のとおりとする。
- (四) 通勤手当については、基本給、賞与及び手当とは分離し実費支給とし、第 6 条のとおりとする。

- (五) 退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を別表3に定める額に5%を乗じた額（1円未満の端数切り上げ）とする。

第4条 対象従業員の基本給、賞与及び手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表4のとおりとする。

- (一) 別表3の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
(二) 別表4の各等級の職務と別表3の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次の通りとすること。

3ランク：10年

2ランク：3年

1ランク：0年

- 2 甲は、第7条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積及び能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で追加の手当を支払うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、法律の定めに従い支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当については下記の条件にて支給する。

- (一) 公共交通機関（バス、電車など）を利用する場合

住居から派遣される事業所までの移動距離が20km以内は通勤に要する実費に相当する額を支給する。

但し、通勤経路及び交通機関は、運賃、通勤時間等の事情を勘案し、最も経済的かつ合理的で、会社が許可したものとする。

住居から派遣される事業所までの移動距離が20kmより遠い場合は、通勤手当に相当する額として、所定労働時間1時間あたり71円を支給する。

- (二) 自家用車を利用する場合

住居から派遣される事業所までの移動距離が20km以内は実費支給（ガソリン代のみ）

とし、この時ガソリン代については原則1kmあたり15円とする。

但し、社会情勢の変化に鑑みガソリン価格が大幅に変動した場合には別途協議の上、対応するものとする。

移動距離が20kmより遠い場合は、通勤手当に相当する額として、所定労働時間1時間あたり71円を支給する。

- (三) 徒歩もしくは自転車を利用する場合

通勤手当は支給しない。

賃金の決定に当たっての評価

第7条 基本給の決定は、1年毎に行う勤務評価を活用する。勤務評価は公正に評価することとし、その方法は給与規定第19条に定める方法を準用し、その評価結果に基づき、第4条第2項の追加の手当の範囲を決定する。

賃金以外の待遇

第8条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員の待遇と比較し不合理な待遇差が生じないものとする。

教育訓練

第9条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「トータルテック社教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

その他

第10条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

有効期間

第11条 本協定の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とする。
本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は労使協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

令和5年 4月 1日

【別表1】協定の対象となる業務

(円)

	基準値	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値(0年)
	(0年)	1年	2年	3年	5年	10年	20年	
受付・案内事務員	1,064	1,236	1,336	1,374	1,469	1,609	2,036	1,204
電話応接事務員	1,133	1,317	1,423	1,463	1,565	1,713	2,169	1,287
総合事務員	1,033	1,200	1,297	1,334	1,427	1,562	1,977	1,152
医療・介護事務員	988	1,148	1,241	1,276	1,364	1,494	1,891	1,088
その他の一般事務の職業	1,112	1,292	1,397	1,436	1,536	1,681	2,128	1,283
銀行等窓口事務員	1,022	1,188	1,284	1,319	1,411	1,545	1,956	1,223
経理事務員	1,156	1,343	1,452	1,492	1,596	1,748	2,213	1,371
旅客・貨物係事務員	1,037	1,205	1,302	1,339	1,432	1,568	1,985	1,138
パソコン操作員	1,108	1,287	1,392	1,430	1,530	1,675	2,121	1,336
データ入力係員	1,056	1,227	1,326	1,363	1,458	1,597	2,021	1,215
その他の事務用機器操作	1,087	1,263	1,365	1,403	1,501	1,644	2,081	1,295
施設介護員	1,074	1,248	1,349	1,387	1,483	1,624	2,056	1,188
他に分類されないサービス	1,113	1,293	1,398	1,437	1,537	1,683	2,130	1,261
金属プレス設備	1,060	1,232	1,331	1,368	1,464	1,603	2,029	1,247
金属溶接・溶断設備	1,123	1,305	1,410	1,450	1,551	1,698	2,149	1,348
化学製品生産設備	1,095	1,272	1,375	1,414	1,512	1,656	2,096	1,283
化学製品製造工	1,076	1,250	1,351	1,389	1,486	1,627	2,059	1,246
パン・菓子製造工	1,056	1,227	1,326	1,363	1,458	1,597	2,021	1,208
かん詰・びん詰製造工等	976	1,134	1,226	1,260	1,348	1,476	1,868	1,084
食肉加工品製造工	1,079	1,254	1,355	1,393	1,490	1,631	2,065	1,226
保存食品製造工等	1,004	1,167	1,261	1,296	1,387	1,518	1,922	1,116
野菜つけ物工	988	1,148	1,241	1,276	1,364	1,494	1,891	1,079
木製品製造工	1,046	1,215	1,314	1,350	1,445	1,582	2,002	1,222
印刷・製本作業員	1,074	1,248	1,349	1,387	1,483	1,624	2,056	1,256
その他の製品製造等	1,065	1,238	1,338	1,375	1,471	1,610	2,038	1,212
一般機械器具組立工	1,131	1,314	1,421	1,460	1,562	1,710	2,165	1,385
被覆電線製造工	1,003	1,165	1,260	1,295	1,385	1,517	1,920	1,152
束線工	941	1,093	1,182	1,215	1,300	1,423	1,801	1,028
金属材料検査工	1,049	1,219	1,318	1,354	1,449	1,586	2,008	1,222
食料品検査工	1,057	1,228	1,328	1,365	1,460	1,598	2,023	1,173
木製品・パルプ検査工等	982	1,141	1,233	1,268	1,356	1,485	1,880	1,073
印刷・製本検査工	1,031	1,198	1,295	1,331	1,424	1,559	1,973	1,163
ゴム製品検査工等	987	1,147	1,240	1,274	1,363	1,492	1,889	1,089
その他の製品検査の職業	1,035	1,203	1,300	1,336	1,429	1,565	1,981	1,175
一般機械器具検査工	1,098	1,276	1,379	1,418	1,516	1,660	2,102	1,296
電気機械器具検査工	1,030	1,197	1,294	1,330	1,422	1,557	1,971	1,176
製図工	1,175	1,365	1,476	1,517	1,623	1,777	2,249	1,496
フォークリフト運転作業員	1,135	1,319	1,426	1,465	1,567	1,716	2,172	1,250
陸上荷役・運搬作業員	1,174	1,364	1,475	1,516	1,621	1,775	2,247	1,319
倉庫作業員	1,118	1,299	1,404	1,443	1,544	1,690	2,140	1,247
荷造作業員	1,053	1,224	1,323	1,359	1,454	1,592	2,015	1,170
ビル・建物清掃員	1,028	1,195	1,291	1,327	1,420	1,554	1,968	1,111
その他の清掃の職業	1,182	1,373	1,485	1,526	1,632	1,787	2,262	1,348
製品包装作業員	1,001	1,163	1,257	1,292	1,382	1,514	1,916	1,083
その他の包装の職業	999	1,161	1,255	1,290	1,380	1,510	1,912	1,115
選別作業員	1,102	1,281	1,384	1,423	1,522	1,666	2,109	1,217
軽作業員	1,105	1,284	1,388	1,427	1,526	1,671	2,115	1,253
他に分類されない運搬等	1,086	1,262	1,364	1,402	1,500	1,642	2,079	1,229

【別表2】地域指数（通達に定める職業安定業務統計による地域指数）

山口	91.5
福岡	94.2
佐賀	87.0
大分	89.9

【別表3】比較対象となる同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額（福岡）

(円)

	一般労働者の平均的な賃金の額			左記に退職金を合算した場合の額（1.05%）		
	0年	3年	10年	0年	3年	10年
受付・案内事務員	1,003	1,295	1,516	1,054	1,360	1,592
電話応接事務員	1,068	1,379	1,614	1,122	1,448	1,695
総合事務員	974	1,257	1,472	1,023	1,320	1,546
医療・介護事務員	931	1,202	1,408	978	1,263	1,479
その他の一般事務の職業	1,048	1,353	1,584	1,101	1,421	1,664
銀行等窓口事務員	963	1,243	1,456	1,012	1,306	1,529
経理事務員	1,089	1,406	1,647	1,144	1,477	1,730
旅客・貨物係事務員	977	1,262	1,478	1,026	1,326	1,552
パソコン操作員	1,044	1,348	1,578	1,097	1,416	1,657
データ入力係員	995	1,284	1,505	1,045	1,349	1,581
その他の事務用機器操作	1,024	1,322	1,549	1,076	1,389	1,627
施設介護員	1,012	1,307	1,530	1,063	1,373	1,607
他に分類されないサービス	1,049	1,354	1,586	1,102	1,422	1,666
金属プレス設備	999	1,289	1,511	1,049	1,354	1,587
金属溶接・溶断設備	1,058	1,366	1,600	1,111	1,435	1,680
化学製品生産設備	1,032	1,332	1,560	1,084	1,399	1,638
化学製品製造工	1,014	1,309	1,533	1,065	1,375	1,610
パン・菓子製造工	995	1,284	1,505	1,045	1,349	1,581
かん詰・びん詰製造工等	920	1,187	1,391	966	1,247	1,461
食肉加工品製造工	1,017	1,313	1,537	1,068	1,379	1,614
保存食品製造工等	946	1,221	1,430	994	1,283	1,502
野菜つけ物工	931	1,202	1,408	978	1,263	1,479
木製製品製造工	986	1,272	1,491	1,036	1,336	1,566
印刷・製本作業員	1,012	1,307	1,530	1,063	1,373	1,607
その他の製品製造等	1,004	1,296	1,517	1,055	1,361	1,593
一般機械器具組立工	1,066	1,376	1,611	1,120	1,445	1,692
被覆電線製造工	945	1,220	1,430	993	1,281	1,502
束線工	887	1,145	1,341	932	1,203	1,409
金属材料検査工	989	1,276	1,495	1,039	1,340	1,570
食料品検査工	996	1,286	1,506	1,046	1,351	1,582
木製製品・パルプ検査工等	926	1,195	1,399	973	1,255	1,469
印刷・製本検査工	972	1,254	1,469	1,021	1,317	1,543
ゴム製品検査工等	930	1,201	1,406	977	1,262	1,477
その他の製品検査の職業	975	1,259	1,475	1,024	1,322	1,549
一般機械器具検査工	1,035	1,336	1,564	1,087	1,403	1,643
電気機械器具検査工	971	1,253	1,467	1,020	1,316	1,541
製図工	1,107	1,430	1,674	1,163	1,502	1,758
フォークリフト運転作業員	1,070	1,381	1,617	1,124	1,451	1,698
陸上荷役・運搬作業員	1,106	1,429	1,673	1,162	1,501	1,757
倉庫作業員	1,054	1,360	1,592	1,107	1,428	1,672
荷造作業員	992	1,281	1,500	1,042	1,346	1,575
ビル・建物清掃員	969	1,251	1,464	1,018	1,314	1,538
その他の清掃の職業	1,114	1,438	1,684	1,170	1,510	1,769
製品包装作業員	943	1,218	1,427	991	1,279	1,499
その他の包装の職業	942	1,216	1,423	990	1,277	1,495
選別作業員	1,039	1,341	1,570	1,091	1,409	1,649
軽作業員	1,041	1,345	1,575	1,094	1,413	1,654
他に分類されない運搬等	1,024	1,321	1,547	1,076	1,388	1,625

【別表3】比較対象となる同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額（大分）

(円)

	一般労働者の平均的な賃金の額			左記に退職金を合算した場合の額（1.05%）		
	0年	3年	10年	0年	3年	10年
受付・案内事務員	957	1,236	1,447	1,005	1,298	1,520
電話応接事務員	1,019	1,316	1,540	1,070	1,382	1,617
総合事務員	929	1,200	1,405	976	1,260	1,476
医療・介護事務員	889	1,148	1,344	934	1,206	1,412
その他の一般事務の職業	1,000	1,291	1,512	1,050	1,356	1,588
銀行等窓口事務員	919	1,186	1,389	965	1,246	1,459
経理事務員	1,040	1,342	1,572	1,092	1,410	1,651
旅客・貨物係事務員	933	1,204	1,410	980	1,265	1,481
パソコン操作員	997	1,286	1,506	1,047	1,351	1,582
データ入力係員	950	1,226	1,436	998	1,288	1,508
その他の事務用機器操作	978	1,262	1,478	1,027	1,326	1,552
施設介護員	966	1,247	1,460	1,015	1,310	1,533
他に分類されないサービス	1,001	1,292	1,514	1,052	1,357	1,590
金属プレス設備	953	1,230	1,442	1,001	1,292	1,515
金属溶接・溶断設備	1,010	1,304	1,527	1,061	1,370	1,604
化学製品生産設備	985	1,272	1,489	1,035	1,336	1,564
化学製品製造工	968	1,249	1,463	1,017	1,312	1,537
パン・菓子製造工	950	1,226	1,436	998	1,288	1,508
かん詰・びん詰製造工等	878	1,133	1,327	922	1,190	1,394
食肉加工品製造工	971	1,253	1,467	1,020	1,316	1,541
保存食品製造工等	903	1,166	1,365	949	1,225	1,434
野菜つけ物工	889	1,148	1,344	934	1,206	1,412
木製製品製造工	941	1,214	1,423	989	1,275	1,495
印刷・製本作業員	966	1,247	1,460	1,015	1,310	1,533
その他の製品製造等	958	1,237	1,448	1,006	1,299	1,521
一般機械器具組立工	1,017	1,313	1,538	1,068	1,379	1,615
被覆電線製造工	902	1,165	1,364	948	1,224	1,433
束線工	846	1,093	1,280	889	1,148	1,344
金属材料検査工	944	1,218	1,426	992	1,279	1,498
食料品検査工	951	1,228	1,437	999	1,290	1,509
木製製品・パルプ検査工等	883	1,140	1,336	928	1,197	1,403
印刷・製本検査工	927	1,197	1,402	974	1,257	1,473
ゴム製品検査工等	888	1,146	1,342	933	1,204	1,410
その他の製品検査の職業	931	1,202	1,407	978	1,263	1,478
一般機械器具検査工	988	1,275	1,493	1,038	1,339	1,568
電気機械器具検査工	926	1,196	1,400	973	1,256	1,470
製図工	1,057	1,364	1,598	1,110	1,433	1,678
フォークリフト運転作業員	1,021	1,318	1,543	1,073	1,384	1,621
陸上荷役・運搬作業員	1,056	1,363	1,596	1,109	1,432	1,676
倉庫作業員	1,006	1,298	1,520	1,057	1,363	1,596
荷造作業員	947	1,222	1,432	995	1,284	1,504
ビル・建物清掃員	925	1,193	1,398	972	1,253	1,468
その他の清掃の職業	1,063	1,372	1,607	1,117	1,441	1,688
製品包装作業員	900	1,162	1,362	945	1,221	1,431
その他の包装の職業	899	1,160	1,358	944	1,218	1,426
選別作業員	991	1,280	1,498	1,041	1,344	1,573
軽作業員	994	1,283	1,503	1,044	1,348	1,579
他に分類されない運搬等	977	1,261	1,477	1,026	1,325	1,551

【別表3】 比較対象となる同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額（山口）

(円)

	一般労働者の平均的な賃金の額			左記に退職金を合算した場合の額（1.05%）		
	0年	3年	10年	0年	3年	10年
その他の一般事務の職業	1,018	1,314	1,539	1,069	1,380	1,616
軽作業員	1,012	1,306	1,529	1,063	1,372	1,606

【別表3】比較対象となる同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額（佐賀）

(円)

	一般労働者の平均的な賃金の額			左記に退職金を合算した場合の額（1.05%）		
	0年	3年	10年	0年	3年	10年
その他の一般事務の職業	968	1,250	1,463	1,017	1,313	1,537
データ入力係員	919	1,186	1,390	965	1,246	1,460
その他の製品検査の職業	901	1,163	1,362	947	1,222	1,431
フォークリフト運転作業員	988	1,275	1,493	1,038	1,339	1,568
陸上荷役・運搬作業員	1,022	1,319	1,545	1,074	1,385	1,623
倉庫作業員	973	1,256	1,471	1,022	1,319	1,545
荷造作業員	917	1,183	1,386	963	1,243	1,456
製品包装作業員	871	1,125	1,318	915	1,182	1,384